

国保は安心して医療を受けるための制度です

国民健康保険は、主に加入されている皆さんが納める国民健康保険税により運営されています。国保税は納期内に納めていただくとともに、医療費を抑制するため、ジェネリック医薬品の活用や、健康診断の受診による早期発見早期治療に努めましょう。



新しい保険証(クリーム色)を3月末までに郵送

現在ご使用の保険証は、3月31日で有効期限切れとなります。4月1日から使用できる新しい保険証を3月31日までに郵送しますので、期限切れとなる保険証は、3月31日を過ぎてから各自で処分してください。

次の条件の方はご注意ください！

① 4月2日以降に75歳に到達する方

保険証の有効期限が75歳の誕生日の前日までとなりまゝす。誕生日までに、その後に変更できる「後期高齢者医療制度の保険証」が別途郵送されます。

② 保険証の右上に「退」と表示の保険証をお持ちで4月1日以降65歳に到達する方

保険証に誕生月の末日(誕生日が月の初日の場合は前月

の末日)までが退職者医療制度の対象である旨が記載されています。また、退職扶養の方で退職本人の方が先に65歳に到達する場合は、退職本人と同日までが退職者医療制度の対象である旨が記載されています。

*いずれの場合も誕生月の末日以降も同じ保険証をそのまま利用できます。

転出、社保加入の場合は14日以内に届出を！

他の市町村への転出、会社の健康保険に加入した場合は、忘れずに国保の保険証を返還し、国保の資格を喪失する手続きを14日以内に行ってください。そのままにしておくと、国保税が課税されてしまいます。

学生への保険証の交付

在学中で、住所が就学地にある場合、4月1日以降の在学証明書を持参し申請してください。なお、この保険証を交付されていた

■お問い合わせ

市民課国保医療担当

(内線1275130・137)

方が卒業したり、辞めたりしたときは、ただちに保険証を返還してください。

柔道整復師(整骨・接骨院)の治療を受ける方

治療の対象となる負傷は、医師や柔道整復師の診断または判断により、外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫で、内科的原因による疾患ではないものです。

健康保険等の対象とならない場合もありますので、負傷の原因は正確にきちんと伝えましょう。

●健康保険等が使える場合

① 医師や柔道整復師に、骨折、脱臼、打撲及び捻挫等(肉離れを含む。)と診断または判断され、施術を受けたとき。(骨折及び脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。)

② 骨、筋肉、関節のケガや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき。

